

会報 えひめ

第141号



生まれ変わるJR松山駅



JR松山駅裏側(高架工事中)



えひめけん と ち か おくちようさ し かい
愛媛県土地家屋調査士会

報 告 目 次
141 号

□新年の御挨拶	愛媛県土地家屋調査士会 会長	池川 晋一郎	2
	松山地方法務局 局長	柳川 謙二	3
	愛媛弁護士会 会長	吉村 紀行	4
	日本土地家屋調査士会連合会 会長	岡田潤一郎	5
□副会長・各部・センター便り			
	副会長	合田 俊行	6
	副会長	藤永 守	7
総務部	総務部長	青田 宏之	8
財務部	財務部長	青田 宏之	9
業務・研修部	業務・研修部一同	10	
広報部	広報部理事	都築 浩平	12
社会事業部	社会事業部理事	都築 浩平	13
□支部便り			
松山支部	松山支部長	原田健太郎	14
西条支部	西条支部長	西川 雄祐	15
四国中央支部	四国中央支部長	伊藤 大繕	15
今治支部	今治支部長	細川 安良	16
大洲支部	大洲支部長	藤本 治	17
宇和島支部	宇和島支部長	兵頭 栄次	18
西条支部	西条ブロック長	伊藤 聡	19
□委員会便り			
表示登記研究委員会	委員長	宮本 邦彦	20
綱紀委員会	委員長	攝津 鉄男	21
□会員コーナー Voice			
退会のことば	元松山支部会員	倉富 雄志	22
令和3年度土地家屋調査士試験問題（抜粋）より			
	四国中央支部会員	大西 涼介	24
	松山支部会員	石田 和広	26
□広報部から			
研修会レポートin 広島			27
祝！頼永学和会員日本一に輝く			32
□会員事務所訪問と入会のことば			
	宇和島支部	藤田 浩光	37
	松山支部	影岡 祐紀	38
	松山支部	石田 和広	39
	松山支部	酒井 帝	40
	四国中央支部	大西 涼介	41
□事務局便り			
会員の慶事			42
会員の異動とお知らせ			44
ご存じですか？			45
□編集後記			46

新年の御挨拶



新年の御挨拶

愛媛県土地家屋調査士会 会長 池川 晋一郎

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様にはコロナ禍で行動制限もあった中、会の運営に対しご理解・ご協力をいただきましたこと改めて御礼申し上げます。

ウイズコロナでの新たな生活様式にも順応し徐々に日常生活のリズムを取り戻してきていた中、国外ではロシアのウクライナ侵攻、国内でも元総理が銃弾に倒れるなどショッキングな事件を目の当たりにし、これらの事件の原因であったり、連鎖的に起こった混乱について様々なことを考えさせられたことと思います。

一方、我々に身近な話題では、改正・創設された民法も順次施行されており、見直しが行われた相隣関係、共有、財産管理制度、相続制度についても今年4月1日施行となります。

相隣関係においては「土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。」としてその目的の一つに「境界標の調査又は境界に関する測量」の文言が明記され、日常業務の境界確認の作業においても関係者への説明、理解・協力を得るうえで強力な後押しとなると思います。

また、財産管理制度では、対象者の財産全般を管理する「人単位」の仕組みから特定の土地・建物だけに特化した所有者不明土地管理制度及び所有者不明建物管理制度が創設され、土地の境界の確認等が必要となるケースでは土地家屋調査士を管理人として選任することが考えられているとのことです。「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」である土地家屋調査士の新たな職域確立を期待するものですが、そのためには、日本土地家屋調査士会連合会においても昨年11月から財産管理人養成講座を開講しておりますが、会員の皆様には研鑽を積み知見を高めていざと言う時に備えていただければと思います。

最後になりましたが、現役員も任期は残すところ4か月余りとなりました。会員、事務局の皆様のご協力を得て最後まで会務を全うしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



新年の御挨拶

松山地方法務局 局長 柳 川 謙 二

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会の会員の皆様には、御家族ともども、健やかに新しい年を迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

また、平素から、当局の所掌事務、取り分け、登記制度の適正・円滑な運営に深い御理解と温かい御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。現下の社会経済情勢を見ますと、依然として、新型コロナウイルス感染症が様々な影響を及ぼしているところですが、当局としましては、引き続き、万全の対策を講じながら、社会経済の要請に応えた円滑な業務遂行に努めてまいりますので、皆様の御支援をお願いいたします。

さて、登記所備付地図の整備は、国民の財産を保護し、明確化する上での最重要課題の一つであると同時に、経済効果の面でも高い評価を受けており、経済の活性化やインフラの整備といった観点のみならず、事前防災の観点からも、ますます重要性が高まっております。また、所有者不明土地問題の解消を目的とし、政府の重要施策と位置づけられている表題部所有者不明土地解消作業や筆界特定制度も、社会から高い評価を受けており、同制度と貴会境界問題相談センター（ADR）との連携も、境界をめぐる紛争の解決に重要な役割を果たしております。皆様には、これらの重要施策の推進に当たり、引き続き、格別のお力添えをお願いいたします。

さらに、所有者不明土地の発生予防及び既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化を目的として、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月28日に公布され、相続土地国庫帰属制度は本年4月27日から、相続登記の申請義務化は令和6年4月1日から、住所等の変更登記の申請義務化は公布後5年以内に施行されるなど、今後、不動産登記手続等に関して、様々な制度が始まります。取り分け、相続登記の申請義務化は、制度の施行後に発生する相続のみではなく、既に発生している相続も対象とされるため、国民生活に大きな影響を及ぼすことが想定されますが、令和4年7月に、本人、配偶者又は親が不動産を所有している20代以上の成人男女を対象として法務省が行った認知度調査では、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されることを詳しく又は大体知っている方は、全体の33.6%にとどまっています。この制度を円滑にスタートさせるためには、国民の皆様に、義務化について広く知っていただくことが極めて重要であると考えられますので、認知度の向上について、皆様の格別の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、オンライン登記申請の利用促進についてです。

当局におけるオンライン登記申請は、利用率が80パーセントを超える月もあるなど、着実に利用が拡大しているところです。皆様には、調査士報告方式を積極的に御利用いただくなど、オンライン登記申請の更なる利用促進に向けて、一層の御協力をお願いいたします。

結びに当たり、本年も、会員の皆様が、更に御活躍されることを期待いたしますとともに、愛媛県土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝・御多幸を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶



新年の御挨拶

愛媛弁護士会 会長 吉村 紀行

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会の会員の皆様におかれましては、日頃から愛媛弁護士会の活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

貴会の会員たる土地家屋調査士は、土地家屋調査士法において、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とされておられます。またその職責として常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないともされておられます。そのような崇高な使命、職責をもたれている貴会及び貴会会員の皆様と協力させていただき、活動を共にしていただくことは我々愛媛弁護士会として非常に光栄に感じております。

貴会と当会の協力関係を示すものとしては、境界問題の専門家である土地家屋調査士と我々弁護士との協働による民間紛争解決機関である境界問題相談センター愛媛があります。このセンターは、平成20年1月に、法務大臣より裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律に基づく認証を受け、土地の境界をめぐる紛争の当事者双方からの依頼により、貴会と当会の委員が調停委員としてトラブルを解決するための調停を行って、現在に至るまで実績を上げております。

令和元年12月には、愛媛県内の災害時における各士業相互間における協力に関する覚書が締結されており、貴会との連携もますます強固なものとなっております。

3年前からの新型コロナウイルスの蔓延により愛媛のみならず世界の様々な活動が大幅に影響を受けましたが、貴会及び貴会会員の皆様の活動も思うような活動が出来なかったのではないかと推察されます。当会におきましても、会の毎年恒例の行事が次々に中止となり、一般市民向けの法律相談も一時停止、電話相談への切り替えと試行錯誤を繰り返しながら進めてまいりましたところです。そして、貴会と弁護士会の協働による活動の成果でもある境界問題相談センターに関しても面談を行うことがままならず、やむなく当面の間活動を休止せざるを得ないこととなりました。原稿を書いております現在も再開されておりましたが、できる限り早く活動を再開できることを心より祈っております。

これからも新型コロナウイルスの蔓延状況は予断を許しませんが、このような状況であるからこそ貴会及び当会との協力が今後ますます重要になっていくと言うことは間違いありません。

最後になりましたが貴会及び貴会の会員の皆様のご健勝とご多幸をお祈りして、私の新年の挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

新年、明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会員の皆様方におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。また、日頃より日本土地家屋調査士会連合会（以下、連合会という。）の活動に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この数年は、社会全体において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらの毎日でした。愛媛県会の皆様におかれましても、日々の業務や生活面等々に感染対策と創意工夫を凝らして過ごされていることと推察いたします。

ところで、昨今の専門資格者の社会的評価について、社会貢献活動を抜きに語ることはできません。連合会といたしましても土地家屋調査士としての能力を生かした社会貢献活動は、重要な要素だと考えています。これまでも、連合会は、全国の単位会の協力のもと、地図づくりの主たる担い手の立場から、経済効果や自然災害への事前復興などの多角的な視点から、地図づくりの有用性と重要性を社会に対し、強く、広く発信してきたところです。今後においても、会員の皆様とともに自分たちの組織の歴史と情報を共有することにより、意識の共有につなげ、更には行動の共有へと進行し、未来を共有し、社会貢献活動を継続することが、土地家屋調査士制度と国民生活をつなぐ大いなる架け橋となるものと理解しています。

さらに、所有者不明土地問題に関連する一群の法整備として、土地基本法の一部改正による土地所有者の責務の規定、民法の一部改正による相続登記の義務化、相続土地国庫帰属法の創設等、国民生活に影響をおよぼす事態が想定される法整備がなされています。これらの潮流は、私たち土地家屋調査士が、所有者不明土地問題解決に資する専門職者としての期待を背負うことを意味すると考えており、社会に安定した生活を提供する職責を全うするため、連合会としましても全力で対応する覚悟であります。

また、地球規模で掲げられている持続可能な開発目標（SDGs・目標11住み続けられる街づくり）をも念頭に入れた活動として、狭あい道路の解消に対し、緊急車両等の乗入れ困難な道路環境の整備、災害時の避難経路の安全確保等、土地家屋調査士としての経験と能力を生かした方策を提言し、実行することにより地域防災と地域互助に寄与することは、土地家屋調査士を核とする組織として必然とも言えます。

これら、様々な社会的変化を隣接法律専門職として、また不動産の表示に関する登記の専門家として、さらには土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、正しく国民の皆様伝えていく責務が、私たちには課せられていると理解しています。

以上のような動向からも、昨年に引き続き本年も土地家屋調査士制度に対する社会からの期待に応えるべき、まさしく正念場ともいうべき年であるとの認識が大切であると存じます。

最後に、新しい年が、愛媛県土地家屋調査士会員の皆様にとりまして、明るく希望に満ちた一年となりますよう祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



副会長便り

副会長 合 田 俊 行

新年おめでとうございます。本年こそ本当におめでとうと言いたいところです。

この3年間新型コロナウイルス感染症により世界全体が困難の中で新年を迎えてきました。

私はコロナの真ただ中で副会長に就任させていただき、コロナ前の平穏な年とは違う中で1年半をこれまで務めさせていただきました。愛媛会としましては会務執行・連絡の円滑化の為にSlackの導入、密を避ける為や色々な会議・研修会の合理化、円滑化の為にZoomの使用を始めました。ただ私にとりましては今まで通常の業務でのパソコン、測量ソフト、文章・計算・通信等々色々なソフトが苦手なものですから、SlackやZoomは大変便利なツールですが使いこなすまでには至っていません。まだ時間がかかるようです。

担当部は、業務部と研修部を担当させていただきました。研修部としましては、会員皆様もご承知のとおり、全会員が受講しなければならない「年次研修」の実施が今年度の大きな目的です。栗山業務部長はじめ各部員さんの努力・協力のお陰で少しずつ実施出来ています。ただ、年次研修の実施におきまして、新型コロナウイルスの感染の急激な増加もありましたが、計画された研修を中止していただいた支部の会員、支部長、支部役員の方々にはご迷惑、ご苦勞をおかけいたしました。この紙面を借りましてお詫びをさせていただきます。

もうすでに年次研修を受講された方はお判りだと思いますが「義務研修だから参加しなければならない」のではなくて受講する事により、今からの調査士業務に必要な要素を多く学ぶ事が出来ます。もちろん「そんなことは知っている」と言われる方も多くおられると思いますが、もう一度ご自分の業務を見直していただく良い機会だと思います。これは世の中が私たち「士業」に求める要求だとも思うからです。私自身も今までの業務について反省材料になっています。

業務部での大きな柱は「不動産の表示に関する登記事務取扱要領の改正」への対応でした。これも年次研修とともに会員の皆様にとっては大変重要で日々の業務に直結するものです。昨年4月18日付けで送らせていただきました「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」を基本として法務省が全国的に要領を改正しようとしたものです。ここでも、お詫びを申し上げます。改正要領の説明会がその施行後になった事です。説明会では指針の説明に多くの時間を割きました、指針と改正要領の両方とも重要です。説明会でもありましたが、近々もう一度要領改正があるようなので、本会よりの発信文書にこれからもご注意願います。新年早々ご挨拶になっていませんが、本年は皆様方にとって良い年でありますことを祈念いたします。



副会長便り

副会長 藤 永 守

新年あけましておめでとうございます。

日頃から本会の会務運営にご協力いただきありがとうございます。

令和2年度の役員改選により、広報部・社会事業部を担当させていただきましたが、早2年目を迎えることになりました。本会の役員として、あと数ヶ月の任期を頑張っていく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

さて、所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わることになりました。「所有者不明土地」とは、①不動産登記簿より所有者が直ちに判明しない土地 ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地をいいます。全国の所有者不明土地の割合は、22%だそうです。結構な割合に驚きです。

土地家屋調査士にも関係することは、相続登記の申請の義務化（令和6年4月1日施行）と住所等の変更登記の申請の義務化（令和8年4月までに施行）になることです。

土地の筆界確認をするのに、登記簿で調査をし、土地所有者の住所地を訪ねたところ、そこに居住していない又は死亡されていたなど、しばしば経験されていると思います。

この場合、土地所有者の探索に多大な時間と費用が必要になることとなりますので、土地所有者が相続・住所変更登記をきちんとすることにより、境界確認等の作業の効率化になり、何よりも依頼者への追加費用の削減になります。

また、民法209条1項の相隣関係の見直しもされました。（令和5年4月1日施行）

これまでは、隣地使用を請求することができる具体的な意味が判然せず、隣地所有者が所在不明である場合などで対応が困難でありましたが、この見直しにより、隣地使用が認められる目的を拡充・明確化され、その中に「境界標の調査・境界に関する測量」が明記されることになりました。これにより、隣地の所有者を調査しても分からない場合には、境界調査のために隣地を使用することができるようになります。

最後になりますが、全国の新型コロナウイルス感染者数は、令和4年8月の第7波のピーク時は1日25万～26万人に達していました。9月になると急減しましたが、11月に入って再び上昇傾向になっています。まだまだ、新型コロナとうまく付き合いながらの日々になりそうですが、会員の皆様のご健康と益々のご清栄を心よりお祈り申し上げます。



総務部便り

総務部長 青 田 宏 之

新年、明けましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、新年の会報発行にあたって昨年を振り返りますと、昨年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために様々な社会活動の制限をうけ、閉塞感や停滞感を感じる1年であったと思います。

しかしながら、そんな中でも徐々にではありますが、行動制限の解除や防止策を施しての会合等が行われるようになり、私も久しくお会いしていなかった県外の土地家屋調査士の先輩方とお会いする機会をいただくことができました。コロナ禍以前からお会いしておらず、5年ぶりの再会となるある方からは、「お互い齢をとりましたな」という言葉をいただきました。その方はバイタリティーの塊のような方ですから、私からすると以前と変わらず若々しいというのがその方への印象でしたが、如何せん久方ぶりでしたので気の利いた返答ができずに別の話題へと話は移ってしまいました。

その2、3週間後だったと思いますが、とある支局に和紙図の閲覧に行くことができました。そこで、こちらは10年近くお会いしていなかった登記官と偶然お会いすることとなったのですが、その際登記官からは「貫禄が出ていたから最初は誰かわからなかった」とおっしゃっていただきました。このご時世ですからマスクをしており、顔の半分は見えないけど、貫禄がついたと…。その時、前回のことも合わさってハタと気付きました。「儂がハゲただけやないか〜い」と。

行く川の流れは絶えずして、しかも、もとの水にあらず。

淀みに浮かぶうたかたは、かつ消え、かつ結びて、久しくとどまりたるためしなし。

(鴨長明「方丈記」)

というわけで総務部では、次年度発行予定の会員名簿に掲載する写真を、可能な限り最新のものとするため、昨年度より、会員の皆様がお集まりいただく機会を利用して皆様の写真を撮影させていただいております。また次年度より、会員証を現在のラミネート加工方式からプラスチックカード仕様に変更し、併せて有効期限を一元化する予定としており、その会員証にも撮影した写真を使用する予定としております。常ならぬ世の刹那を写しだし、かりそめの永遠を作り出す会員名簿の作成に引き続きご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。



財務部便り

財務部長 青田 宏之

新年、明けましておめでとうございます。

財務部の青田です。唐突ですが、その昔、銭湯で知り合ったヘンリー先生にMr.ブルーと呼ばれた時がありました。以来、ふるさとを聞かれたら迷わず地球と答えるようにしています(Q八神純子)。

さて、地球と言えばここ最近、地球規模での解決を迫られる問題を耳にする、目にする、触れる機会が増えてきたと思いませんか。気候変動、エネルギー資源、ジェンダー平等々々。なぜなのかとつらつらと考えてみましたら、あれでした、「SDGs 持続可能な開発目標」。今一つピンとこない言葉ですが、これが幅を利かせてきたと言いますか、商売になりだしたと言いますか、とにかくこの文字を目にする機会が増えました。

人は概ね持続的で安定した、発展的世界を求める。総務部として諸行無常をはかなんだ舌の根の乾かぬ内に、真逆の思考、サステイナぶるのは如何なものかという気もしますが、それはそれで素敵なことなんでしょう。

というわけで、財務部では本会や公嘱協会で、長年、会長や部長として会務に携わっていただいた方々を委員に委嘱して財務検討委員会を組成し、将来に渡って持続可能な会運営の在り方を検討することとしております。この原稿を書いている現時点では、検討に必要となるデータの収集、集計を行っており、例えば、元データの正確性の検証や関数のエラーチェックを行っていない暫定値ではありますが、この10年で会員の平均年齢が4歳、20年で10歳上がっていること、平均的な入会時の年齢が35歳、退会時が66歳というようなデータを集めています。

財務部では、今後、これらのデータをもとに会員の入退会の動向や想定される社会情勢を検討し、土地家屋調査士会の持続的な発展を考える礎となるような答申をいただけるよう委員会のサポートを行いたいと考えています。データの収集に際しましては会員の皆様方のご協力が必要となる場面もあるかと思えます。年計表の提出や日調連が行う事務所形態及び報酬に関する実態調査等は、今後の本会運営の重要な基礎資料となるものですから、改めてご協力のほどよろしくお願いいたします。



業務・研修部便り

業務・研修部一同

益 田 貴 之

業務・研修部に配属されて、早2年目になりました。

理事として務まるのだろうかと思いながら、会務に参加しておりましたが、心優しい合田副会長、底抜けに明るい栗山部長のもと部員の皆さんとも和気藹々と務めさせていただいております。

業務・研修部でこれは良かったと思うことがあります。部会などで話し合いをする際に、まさに日々の業務に直結する議題で、自分にとって非常に勉強になります。そこで疑問に思うこと等を質問すると、即座に答えが返ってきます。(業務部の先輩方は何でも知っている)

そんなこんなで、これからも楽しく勉強させていただきながら、愛媛会の発展のため微力ではありますが、貢献させていただきたいと思います。

<部長の声>

広報部から引き続き、4年間一緒に仕事をしました。会議がある時は必ず愛南町から来ていただきました。これほど熱心に取り組んでいただける方はいないのではないのでしょうか！もしかすると別の用事のついでに來ているのではと…少しだけ疑っています(笑)

竹 内 匡

今まで、業務部のみに携わってきましたが、今期から業務部、研修部を兼務することとなりました。業務関係においては、登記事務取扱要領の改正、研修関係においては、年次研修と大きな事業があり、新しいことに取り組むことができなかったのが少し心残りでもあります。

私だけでなく、日々の仕事をこなしながら会務を遂行していくことは大変ではありますが、出来る限りのことはしていこうと思います。

<部長の声>

業務部長をされていた方に引き続き理事をお願いいたしました。(屈辱だったのではないかと…器の大きい方です！)業務のことがスムーズに出来たのは竹内さんのおかげです。次期は業務部長に返り咲きで宜しいのでは！?(笑)

小 野 周 平

二期目の業務部配属です。

陽気な栗山部長に助けていただきながら務めております。

私自身、現在の社会ではより効率化が求められることによる受託業務の工程短縮の要求がある一方、国民の権利意識の向上によるより細やかな業務手続も益々求められ、この相反する要求をかなえながらどのように業務をこなしていくか、日々悩んでおります。

業務部はその名の通り業務に直結する議題が多く、部会を通じて参考になることもあり勉強させていただいております。

その中で土地家屋調査士の使命に基づいた立場を忘れずに業務に取り組むという基本姿勢に立ち返ることが大切であると思い出させてくれます。業務部会で活動し良かったと思う点です。

これからも基本姿勢を忘れずに業務部会の運営に携わって参りたいと思いますので、よろしくお願いします。



<部長の声>

いつもの確な意見を言っていただき、気づかされることが多々ありました。また初めて一緒にゴルフした時、スイングが美しい！と魅入ってしまうほどでした。知性と美を兼ね備えられた方です。三期目も業務部配属が決定ですね（笑）

井 手 常 生

お世話になった方からお話を受け、はじめて会務に参加させていただきました。

力不足は承知しておりましたが、副会長をはじめ部員の皆様方には温かく接していただき、ご迷惑ばかりお掛けしてしまいましたが、おしゃべり好きの部長（^_^）には、いつも助け船を出していただき、そのお心遣いがとても有り難かったです。

何もお役に立てませんでした。今までお話ししたことのない方とお話し出来たり、業務について最新の知識に触れられたり、いろいろなことを勉強させていただき感謝しております。

また、ご推薦をいただき、オブザーバーとして会議に参加させていただきました松山支部三役始め理事の皆様方にも、この場をお借りして御礼申し上げます。

2年間どうもありがとうございました。

<部長の声>

年下の私から命令をされても、嫌な顔一つもせずに任務を遂行していただき、「困ったときの井手さん」です！たまに通信障害が起こり音信不通になることがあります…違う惑星に居られるのかと（笑）

池 田 優 作

本会の理事は初めてでわからないことばかりで、部の皆様には何かとご迷惑をおかけしたかと思います。業務・研修部に配属され、部の皆様には、会務においてはいろいろと助けていただき、たいへん居心地のいい部でした。

部会では日々の業務に直結している話が多く、勉強をさせていただき感謝しております。残りの任期も、勉強させていただきながらにはなりますが、できる限り協力させていただきたいと思います。

<部長の声>

今治で一番!?忙しい方ではないかと思っています。業務についての知識・経験が豊富で、色々な場面で教えていただくことができました！まだ一期目とは思えない落ち着き感があります。二期、三期と役員をされて更なる勉強をしてください（笑）

「合田副会長の声」

新米副会長の下（実際は下では無く、新米部員）約1年半、栗山部長はじめ部員の皆さんにはご迷惑をおかけしたと思っています。さらにこれまでに無かった年次研修、登記事務取扱要領の改正と大きな2本柱への取り組みがありました。実際私自身戸惑うことも多かったですが、「皆さんの団結力でここまで来れた」と振り返っています。年次研修はまだ道半ばです。あと少し皆さんと頑張っていきたいと思います。本年もよろしくお願い申し上げます。



広報部便り

広報部理事 都 築 浩 平

あけましておめでとうございます。

広報部の都築です。早いもので2年の任期も終わろうとしていますが、当初は何をするのかさっぱり分からず調査士の宣伝をするのかなぐらいの認識でした。それも間違いではなかったのですが、まず驚いたのは広告料金の高さです。さまざまな媒体を使って調査士をアピールするにはお金が掛かるのです。テレビやデジタルディスプレイ等の映像関係は特に。だから広報部の予算も他の事業部に比べると多めに設定されています。

しかし昨今は、SNSやYouTube等の情報伝達手段が増え費用を抑えることができるようになったので、旧来のメディアを積極的に活用する意義が薄れてきているのは確かです。

日調連でも、YouTubeによる土地家屋調査士制度広報用動画を作成したり、我が広報部でもホームページのリニューアルやSNSを活用した情報発信に力を入れているところです。とはいえ、さまざまな年代層に情報を届けるためには旧来メディアも含めてバランスよく発信していく必要があると思います。比較的若い世代は、WEBを活用した能動的な情報収集ができるのに対して、年配の方はテレビ・新聞等から情報を得ている割合が高いと考えられるからです。

さて、コロナ禍になってからというものの前述のデジタル的な広報に対して、アナログ的広報活動が制限されてしまいました。例えば「お仕事フェスタ」における職業体験ブースへの参加や、県内の学校を対象とした「出張課外授業」などです。これらは、子供たちに将来の職業として調査士を選んでもらい、さらに土地家屋調査士制度を存続させていく上でも、とても重要な活動ですが今年の3月に予定されている「お仕事フェスタ2023」は無事に行われてほしいものです。

昨年実施された主な広報活動としては、日調連 岡田会長の隔年ごとの「愛媛大学法学部不動産登記法講座」を開催いただいております、各支部単位においても「全国一斉不動産表示登記無料相談会」、他士業や地方自治体と連携した相談会の実施など会員の皆様にもご協力いただいております。

今年度の活動で、特に印象に残っていることを2つほど紹介します。1つ目は、「広報用調査士ポスター」の作成です。皆様のお手元にも届いていると思いますが、「境界確認」用と「建物登記」用の2種類を作成しました。境界の方は九州福岡会にご協力いただき、建物の方は石川部長のデザインにより形にすることができました。通りかかった事務所の窓に掲示されたポスターを見ると、なんだかうれしくなりました。PDFデータを印刷して利用することも可能ですので是非ご活用ください。

2つ目は、昨年7月に松山中央公園マドンナスタジアムで開催された「マイナビオールスターゲーム2022 開催記念 松山市三角ベース大会」での活動です。松山支部会員のご家族と一緒に、「熱中症対策員」として部長と私もベンチ入りしました。みなさん調査士会の法被を着て、広報活動にもご協力いただきありがとうございました。35℃を超えそうな真夏日の中、子供たちの元気な姿がとても印象的でした。早くマスクのない日常生活が戻るように願うばかりです。



広報部に続き社会事業部の都築です。

社会事業部の活動は、その「社会」という言葉のイメージから連想される「私たちの生活基盤である環境」や「広範囲に及ぶ」という先入観も相まって、2年経とうとしている今でも把握仕切れていないというのが本当のところです。それだけ関係する組織や人も広範囲にわたり、必要な知識も多くなります。

令和4年度の大まかな流れとしては、所有者不明土地や空家の解消に向けた法制度の改正に添うかたちで調査士も対応していかなければならず、また昨今多発している局所的災害や、南海トラフ大地震等の将来起こることが予想されている大災害に対処するため、国や地方自治体、その他関連団体との連携強化を図る活動がメインになっています。

例えば、昨年10月に行われた愛媛県主導による「狭あい道路整備等促進事業」市町担当者向け説明会における講師の派遣です。皆さんもご存知のとおり狭あい道路の解消は、災害発生時に迅速に対応するためにも重要な要素のひとつです。現在、県内では松山市・東温市・四国中央市の3市が狭あい道路整備事業を行っていますが、他の市町にも積極的に導入していただくため愛媛県庁主催の研修会が開催されました。これに応えるかたちで、本会と愛媛公嘱協会・政治連盟が連携して動き、藤永副会長には講師として参加いただきました。

今年度は、法務局における所有者等探索委員や筆界調査委員の推薦、各自治体での災害時における家屋被害認定調査や応援協定に係る連絡調整、空家対策審議会委員の推薦など、及びそれらに関連する法令等の理解を深めるための講演や研修への参加等、多岐にわたりました。また、私も委員の一人として携わった境界問題相談センター愛媛の「運営委員会」と「規則検討委員会」では徳永センター長が中心となって活動をしてきました。「運営委員会」では弁護士運営委員の先生方と、WEB会議システムを利用した手続きの実施や関与員研修会及び弁護士会との士業勉強会・交流会などについて毎月協議を行い、7月には「土地家屋調査士業務における反社会的勢力との関わり」と題してセンター愛媛研修会を実施し、参加者からは好評をいただきました。「規則検討委員会」は、ODR（オンライン紛争解決）に対応できるように、センター規則の一部改定を目的として協議を重ねてきました。

社会事業部の活動は、主に正副会長や役員、センター長、各会員のご理解とご協力なくしては成り立たず、皆様には大変頭の下がる思いです。普段の業務をこなしているだけでは、なかなか見えないことを社会事業部に配属されたことによって実感できたことはとても勉強になり、今まで諸先輩方のご尽力により会の運営がなされていたことを知れたのも大きな収穫でした。何分初めての理事ということで、あまりお役に立てませんでしたが残り少ない任期を頑張りたいと思います。

松山支部便り

松山支部長 原 田 健太郎

皆様、いつもお世話になります。

昨年も何かとコロナの影響下にありましたが、皆様におかれましては、立会時のソーシャルディスタンスの確保、マスク着用、検温等に留意され、業務に精励されていることと存じます。

さて、昨年の松山支部の広報活動等について、ご存知無い会員もいらっしゃるかと思いますので、紙面をお借りしてご紹介させていただきます。

7月27日(水)に坊っちゃんスタジアムで開催されたプロ野球「マイナビオールスターゲーム2022第2戦」の機運を高めるため、7月24日(日)松山市スポーツイングシティ推進課主催で開催された三角ベース大会に出場しました(開・閉会式では調査士会の法被を着用しました)。メンバーは支部長、副支部長3名、松山支部の沖中会員及び各ご家族、また本会広報部から石川部長、都築理事にもご参加いただきました。チームスポーツは楽しく、試合も盛り上がりました。今年、同大会が開催されるか不明ですが、このようなスポーツ大会が開催される場合、支部会員で複数のチームを編成し参加出来れば、会員同士の交流と広報の場になると思います。

10月19日(水)松山支部は、愛媛県警から地域に密着して事業活動し、高齢者の安心で安全な暮らしを守るサポート活動に取り組む事業所として「安ちゃん・心ちゃんの事業所」に認定されました。この活動にご協力いただける支部会員には、県警から調査士会事務局を経由して、特殊詐欺、交通事故等防止を啓発するチラシが定期的にPDFファイルでメール送信されます。皆様には社会貢献及び広報活動の一環として、立会案内持参の際、また押印交渉の際等に、印刷したチラシを関係者には是非お渡しいただければと思います。

11月27日(日)松山市総合コミュニティセンターで開催された「キッズジョブまつやま2022」に参加し、松山市内の小学生の皆さんに土地家屋調査士の仕事についての座学や、ピンポールを使用した測量体験等をしていただきました。例年松山支部はこのイベントに参加していますが、職業体験を通じて、私達の仕事に少しでも興味を持っていただき、ひいては将来の職業選択に繋がることを期待しております。

12月2日(金)支部の忘年会をホテルの一室を借り切って行いました。近年、コロナ禍で支部総会後の懇親会、忘年会を開催出来ず、会員の親睦の場を設けることが叶いませんでしたが、久しぶりの集まりで皆様の会話も弾んだことと思います。今年もこのような場を設けたいと思いますので、皆様のご参加をお待ちしております。

以上、主に広報活動のご報告でしたが、班会議、研修会等、今年の支部活動も少なからずコロナの影響を受けることが予想されます。その中でも支部として出来ることは積極的に行って参りたいと思いますので、皆様のご理解、ご協力の程、宜しく申し上げます。



西条支部便り

西条支部長 西 川 雄 祐

令和4年も新型コロナウイルスに大きく影響を受けた一年となっしまい、いつになったら終わりが見えるのか、光が見えるのかと疲弊した一年でした。

会員の皆様におかれましても業務の上、生活の上でも様々な影響を受けたのではないかと思います。

土地家屋調査士の業務は、土地の境界の現地立会などでどうしても関係土地所有者の方と直接お会いし説明する機会が必要となってきます。調査した書面や測量した図面、現況写真などの資料のやり取りにより状況の説明や、聞き取り調査といった方法も考えられますが、やはり情報の行き違いなどを防止するためにも、原則的には現地にて直接お会いしての現地立会を行う方法が望ましいのではないかと感じております。

その他にも依頼者との協議において直接お会いして打ち合わせを行う事もあると思われましますので、くれぐれも感染対策に気をつけて業務を進めていただければと思います。

新型コロナウイルスの影響は、西条支部活動におきましても各会議・研修等にも影響を与えられ、活動方法もZoomによるWEB形式等も検討している次第です。

また、4月に開催する支部総会も昨年同様に規模を縮小しての開催も視野に入れて検討する必要があると考えております。新型コロナウイルスの状況を考慮して判断をし、上記のZoomによる配信も検討したいと思ひます。また開催方法など改めてご案内をさせていただきますので、ご協力のほど宜しくお願ひいたします。

四国中央支部便り

四国中央支部長 伊 藤 大 繕

愛媛県土地家屋調査士会員の皆様、あけましておめでとうございます。

令和もあつという間に5年度の幕開けですね。会員の皆様は健やかな新年をお迎えのことと思ひます。四国中央支部の令和4年は未だコロナウイルス感染症に翻弄される一年でありました。しかし、新たな活動が始まった一年でもありましたので、その活動報告をさせていただきます。

四国中央支部では、昨年度から土地家屋調査士・宅地建物取引士・建築士・司法書士・行政書士の五士業と四国中央市役所との協力で空き家・空き地対策連携協力推進会議を開催しております。その連携協力推進会議の事業として、昨年10月30日の日曜日に四国中央市役所にて市民への空き家・空き地問題無料相談会を開催いたしました。四国中央市役所の会議室を利用して、相談席を2ブース設置し、相談時間は1組30分以内とした相談会です。相談内容は前もって、市役所の職員が相談者に聴取しており、相談内容に応じて各士業を振り分ける方法で実施しました。日曜日の午前中のみとした相談会にもかかわらず、午前9時から12時までの30分6コマの2ブースで、計12件の相談ブースがすべて埋まる盛況でした。以前から、空き家・空き地の問題を抱える市民が多いことは予想していましたが、相続や事業承継で親世代から引き継いだ老朽化した建物の維持・処分の問題の奥深さを実感させられる相談会でありました。相談内容としては空き家・空き地の売却・活用が最も多く、土地家屋調査士の業務範囲ではない相談もありますが、他士業の相談への対応

方法を間近で見ることが出来、非常に勉強になりました。土地家屋調査士だけだと、どうしても境界問題や表示登記という狭小な専門分野の話となってしまう、相談者の数も少ないことは私が広報委員をしていた頃から感じていたことであります。五土業プラス市役所職員の相談員というのは、市民からすれば空き家・空き地相談に広く対応の出来る心強い味方と感じてもらえたのではないのでしょうか。四国中央支部としては、今後も五土業の研修会・懇親会の実施を通して、より一層他土業との懇親を深めて参りたいと思っております。

コロナウイルス感染症の影響で、リモートワークが増え、人と人が実際に会って会話する機会が極端に減ってしまいました。人は人と出会うことで刺激を受け、学び、イノベーションを起こしてきたはずです。リモートという遠隔のやり取りで用が足りると言う人がいますが、それは当面の課題解決だけです。なので、これからも幅広い人材と出会える五土業会を大事にして活動したいと思います。

今治支部便り

今治支部長 細川 安良

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、国等の新型コロナによる規制緩和も進み、今年こそはと支部研修及び忘年会を実施しようと計画していましたが、感染者が増え中止することとしました。私自身、一度新型コロナに感染したもので、幸い症状は軽かったのですが、10日間隔離状態となりました。現在は7日間ですが。私は個人事務所で、長期の休みは業務を止め、お客様に多大な迷惑をかけ、また事務所経営にも影響が出ました。支部活動において感染者が出たかと考えると、なかなか思うような活動ができませんでした。また、私自身においても新型コロナ感染リスクを考えすぎ、飲み会、旅行などは不要と考えてしまっている部分があります。国等の規制緩和というか経済活動に重点を置いてきた中、どのような行動をすればいいのか、自問自答しており、最終的には自己判断でするしかないのかと思います。私は基本的に飲み会、旅行が大好きな人間であるので、感染を気にせず楽しみたいのが本音です。

さて、昨年の支部活動報告ですが、研修は行っておらず、3年ぶりに10月1日にボランティア清掃を行いました。第7波の新型コロナ感染者数が増えてきたときであります、10名の支部会員に参加いただきました。その他主な支部活動は行っておりません。

2月頃に感染者数が減少すると考えられますので、新型コロナの波を考え支部活動を計画できたらと考えております。





当事者になる

大洲支部長 藤 本 治

自宅と事務所が立ち退きになった。

自宅は堤防敷地に、事務所は隣地への進入坂路となる。

4年前の7月7日の早朝、今まで見たこともないほど滔滔と流れる濁水に、我が家はゆっくりと呑み込まれた。1階にあった全てと車輜4台が災害ごみとなり、その一部始終を2階から眺め続けるより他、術はなかった。

被災後の復興計画に、自宅近辺は区域外とされ何らの対策も行わない範囲とされた。場所的に地区の外れであったため、已むを得ぬものと受け入れ、半年ほど掛けて建物を復旧させた。

その後、さほどの時を経ぬ頃に築堤の話が持ち上がった。当初は自宅と隣地の周囲270度が扇形の堤防、残りの一辺が道路といった輪中状態。それが次第に計画が変わっていき、最後は全筆買収による立ち退きとなった。

協力依頼があり、聞いた。

「抗うという選択はあるのか？」

「収用する。」

「条件闘争出来るのか？」

「ない。」

「何故、自宅の復旧後なのか？」

「最近決まった。」

小気味良いほど簡潔にバツサリと切られた。取り付く島のない分かり易い説明に、嫌も応もなかった。今までの側に立って業務を行っていた自分が、される側の当事者となった。

隣接地との境界確認は同業の調査士が手際よく捌いてくれた。民地との境界は、常日頃の人間関係の大切さを改めて痛感した。自宅のある場所が街場とはほど遠く、近隣50メートル圏内に住家がないといった環境のせいもある。官地との境界は、20年ほど前に自身が行った成果よりも数メートル、約20坪ほど広がった。あらまほしきことなれど、宅地という名前の原野、河原である。

続いて、家屋調査と物件調査。屋内の細々したところまでの調査と聞き、家人が盆暮れの何倍もの手間と時間を掛けての大掃除。招いたつもりはないが、日常そのままを曝け出す家もないものを、この労力は見えてくれぬのか。調査そのものは、実に隅々まで微に入り細に入りであった。家屋内部では、そんなところは家主も知らぬぞという場所まで覗き込まれた。通路のピンコロの数量や採石部分の面積は勿論、庭や原野の草木の本数に至るまでの細かな調査。知らぬことばかりだった。

動くのは相手方だけではない。此方側も自分で転居先の探索。今更知らぬ土地で新しい人間関係を築くのも気が重い。住み慣れた地区内での探索を試みるも、人家疎らな地区とはいえ、いざとなると適当な土地がない。ようよう探し当てた物件で、現在、境界確認中なれど、長挟物の相手方の同意が必要。共有で県外在住、応答なし。望んだ移転でもないものを、誰が為の艱難辛苦。人に出て行けというのなら、希望に添うところも探します、話も纏めます、境界確定は勿論のこと、転用も造成も全部やります、くらいは言って欲しいもの。幾許かの思いは伝えたが、十のうち八つ、いや七つは衣の下にある。

来年末には更地にして引き渡せとのこと。出来ることもあれば出来ぬこともあるやろ、そちらの都合ばかり……言葉を呑み込む。如何せん立場が悪い。

自分の業務としては境界が決まればそれで終わり、それ以上地権者のことを慮ることはなかった。当事者になって初めて見えるものがあり、感じ方も変わってきた。これからは半歩だけ踏み込んで相手と向き合おうか。後の半歩は、やはり冷めた目で見える。

口に出して変わるのであれば伝えもするが、我がの思い呑み込みで腹膨るる日々。悶々と過ごす。

宇和島支部便り

宇和島支部長 兵頭 栄次

日頃から、支部活動の円滑な実施にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、2022年11月25日総務省発表の東京都部2022年11月の消費者物価指数(コアCPI)は、前年同月比3.6%となり、1982年(昭和57年)4月以来、実に40年7か月ぶりの高水準となりました。これは、円安を背景とした輸入原材料費高騰の価格転嫁が進んだ結果であり、一般消費者として身近な日用品の値上げを通して、じわじわとインフレ懸念が高まっているところです。

また、海外に目を向けると、米国の2022年2月の消費者物価指数(コアCPI)の上昇率が6.4%となったことを受け、米国連邦準備制度理事会(FRB)は3月開催の連邦公開市場委員会(FOMC)で、コロナ禍を受けて2020年3月から続けてきたゼロ金利政策を解除して利上げを行い、続いて欧州中央銀行(ECB)は、2022年7月21日開催の理事会で利上げを決定しました。

これに対して日銀は、2022年10月27日から開催した金融政策決定会合においても「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の継続を決定し、消費者物価指数の上昇は一時的であるとの見解を示しています。

そのような世界経済情勢の中で、宇和島支部が属する愛媛県南予地域は、典型的な過疎地域であり、人口減少、少子高齢化、農業、漁業の後継者不足という、地域の存続が危ぶまれる状況です。

しかし、そのような限界集落目前(65歳以上人口比率 宇和島市:40.3%、鬼北町:46.8%、松野町:47.2%、愛南町:45.6%)であるからこそ、地域の方が身近に相談できる、地域に根ざした法律系専門職「土地家屋調査士」として、できることがあると考えています。

毎年支部で行っていた登記相談会が、コロナ禍以降できていない状況ですが、各事務所に置いて日常的に相談できる体制は維持されており、会員一人ひとりが「土地家屋調査士」制度を背負って、日々専門的知識の研鑽を行い、公正・誠実に業務を行うことが、とても大切であると考えています。

本年も新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、より一層支部活動の充実を図っていきたいと考えていますので、支部活動へのご協力をお願いいたします。

以下余談です。

現在の円安は、日本のファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)によるものと説明されます。では、日本経済の基礎的条件とは、経済成長率<低い、物価上昇率<低い、財政収支>大赤字となり、頼みの綱の経常収支も今後は赤字?という点で、成長分野での新産業育成を行ってこなかった国の不作為(投資、規制緩和)が、失われた30年、官製不況の原因となっているのだと思いますけどね。知らんけど。

親睦交流会の開催のご報告

西条ブロック長 伊 藤 聡

西条支部西条ブロック(会員16名)は、令和4年7月23日(土)に親睦釣り大会を開催しました。本年度は屋外での密を避ける会員交流事業として開催し、当日は天候にも恵まれ無事に開催することができました。

午前8時に西条市三津屋漁港を出発し来島・しまなみ方面へ、真鯛やアコウを狙い十数匹の釣果がありました。ただ、私が魚釣りよりなにより良いと感じたのは、夏の来島・しまなみの絶景と楽しそうな皆さんの笑顔でしたよ。(笑顔の写真は恥ずかしいので掲載できません…了承ください^^;)

夕方5時頃には三津屋漁港に到着し皆さん無事に交流事業を終えることができました。屋外の気分爽快な活動でしたので来年も是非とも実施していただきたいと思います。

ご参加いただいた皆様本当にありがとうございました。



真鯛やアコウなどの釣果



夏の来島・しまなみの絶景



委員会便り

表示登記研究委員会 委員長 宮本 邦彦

今回、松山地方法務局において「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下要領という)」の改正作業について、愛媛県土地家屋調査士会との協議を行うことから、表示登記研究委員会の委員長を拝命し、その協議を行ってきました。

今回の改正の主眼は、法務省民事局において取りまとめた「筆界の調査・認定の在り方に関する検討報告書」を受けて、登記官の境界確認情報について定め、当該報告書に対応したものです。

私も過去に、法務局職員として平成7年・同18年・同19年の改正作業に従事していたこともあり、要領改正により登記官は表示に関する事務についてしぼられるものであり、その結果我々土地家屋調査士の業務内容についても影響を与えるものであると認識しています。

本年6月24日から法務局首席登記官・総括表示登記専門官等から説明を受け、その条文改正の協議(4回)を行うため、表示登記研究委員会をも4回開催し、意見を徴収し法務局に対し要望等を行ってきたものです。

今回の改正の根本には、平成18年・登記法改正に関する筆界特定に関する事項を引き継いでいるものと考えています。筆界特定作業においては境界標の設置を義務付けることなく、座標で特定することが可能としていること及び、地積測量図の作成方法を座標法によることを明確にしています。

土地家屋調査士等の取扱う表示に関する登記申請業務等については、不動産登記規則第93条に定める調査報告書添付を求め、それを登記官も筆界確認情報として取扱うものとしている。

土地家屋調査士業務として、各自境界確認書の取得作業を行っていることと思いますが、所有者等からの筆界確認情報を提供することにより、事務処理が順調になされるように行っていくことが申請人の利益になると考えています。

ただ、今回の要領改正については、土地家屋調査士会との協議機関が短期間であったこと、また法務局サイドの都合により要領改正時期が、本年9月末と期限が定められていたことから、要領改正施行後に土地家屋調査士等に対する説明会が実施されることとなりました。

今回は見送られたが、建物表題登記等において要求される、所有権証明情報について、近々に再度要領改正が予定されることが法務局より情報が寄せられました。建築確認書と検査済証は同一証明情報(1点)として、プラス工事完了引渡証明書(印鑑証明書付)の添付が必要との方向で検討しています。

今後は、各登記所における登記官の事務取扱の統一を早期に行うことが求められることから、質疑応答がなされ、各会員に配布されることを期待しています。

私が在職していた当時は、四国内における取扱いも各局相違があったものであるが、現在の法務局の人事異動は、四国以外とのブロック間交流が行われていることから、各登記所における地図の精度・作成機関・備え付け状況も相違することから、各土地家屋調査士と法務局職員との協議が必要となっています。

今後とも、会員各位が、登記官との協議等情報の共有を行うことが必要と感じています。

綱紀事案について思う事

綱紀委員会 委員長 攝 津 鉄 男

令和3年度から綱紀委員長に選任されて現在に至っておりますが、その間に感じた事を申し上げて参考にいただければと思います。

結論から言うと、現在の社会情勢に合わせた業務執行を行わないと、思わぬ事で懲戒請求が申し立てられる事があるという事です。

昔はこれで良かったというような考えは通用しないので、充分注意を払って業務を行わなければならないと思います。

会員目線で業務を行うのでは駄目で、一般依頼者に理解していただけるように充分に説明し、連絡を取りながら進めていかないと、思わぬ事で苦情が出てくる事があるようです。

苦情の申し立ては誰からでも出来るので、中には関係者でない方から、会員から見れば「何でこんな事で苦情が出るの?」と思われる事で申し立てられる事例もありますが、それ位慎重に業務を進める事が必要だと思います。

つまり、自分は自分で守るという事が大切だと思います。

その為には、会員間の繋がりや、情報の共有が必要だと思います。

総会等にも積極的に参加し、会議後の懇親会にも出席して、気軽に話し合える会員間の関係を築く事が大切であると思います。

また、調査士会連合会のホームページに懲戒事例が公表されておりますので、見ておかれる事を推奨いたします。



Voice

退会にあたって

元松山支部会員 倉 富 雄 志

令和4年2月をもって、調査士生活を卒業することとしました。昭和52年の登録ですから、45年間調査士の業務に携わったことになります。在職中は、調査士会の役員の皆様、会員の方々、事務局の職員さんには大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。

さて、私が今回調査士を廃業すると決断にいたったのには、二つの大きな理由がありました。

その一つ目の理由は、老老介護の問題でした。義母が義父に先立って逝ったため、義父は独居暮らしとなり一部生活の手助けをせざるをえなくなりました。昼食と夕食の調理と、宅配を週に6回ほど負担せざるをえなくなったのです。

また15年前に妻が脳内出血で倒れ、当初はそこそこ炊事や洗濯、掃除と何とかこなしていましたが、現在は車椅子暮らしとなり家事一般をこなすことが難しくなりました。結果として仕事と介護の両立が不可能となり廃業せざるをえませんでした。老老介護の問題は、今後多くの調査士の皆さんが、近い将来直面することになるかもしれません。

二つ目の理由としては、セカンドキャリアを積むには待ったなしの年齢となったことです。昔から、物書きになりたいと思っていましたが、今回その目標に少しでも近づける機会にしようと決断いたしました。自宅での執筆活動なら、妻の介護をしながら、余った時間で取り組むことができます。

現在取り組んでいるジャンルは、戦国時代を舞台とした短編の時代小説です。これまで温めてきたテーマを基に、様々な資料やネット検索を駆使して文書を作成していますが、日々新たな発見で驚きと喜びを感じています。

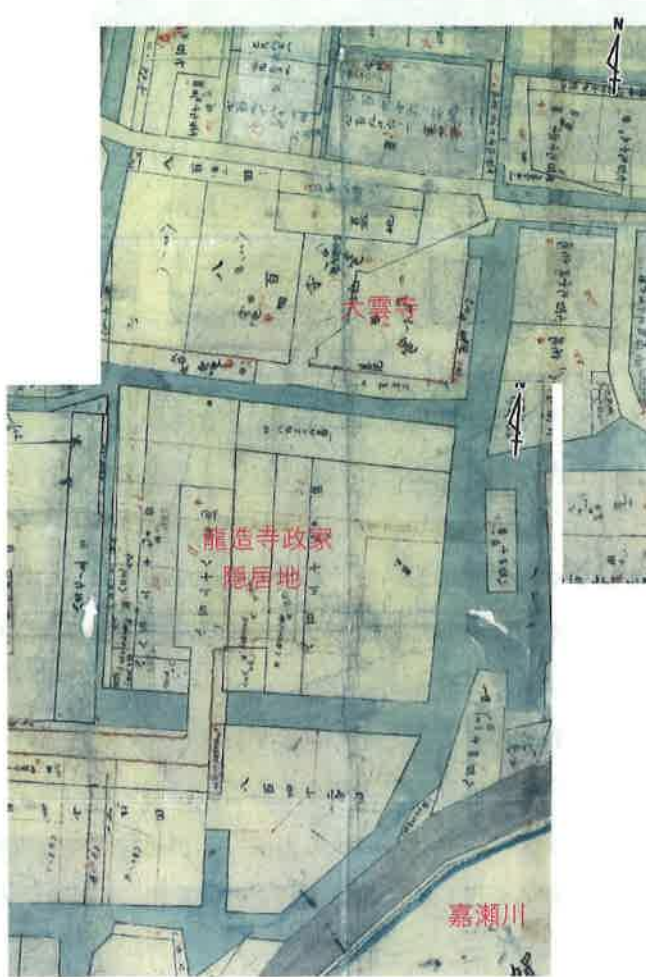
短編を5作品くらい書き上げたら、自費出版まで漕ぎ着けたら良いのですけどね。

ということで元気に充実した第二の人生を歩いていますので、ご心配無きようお願いいたします。

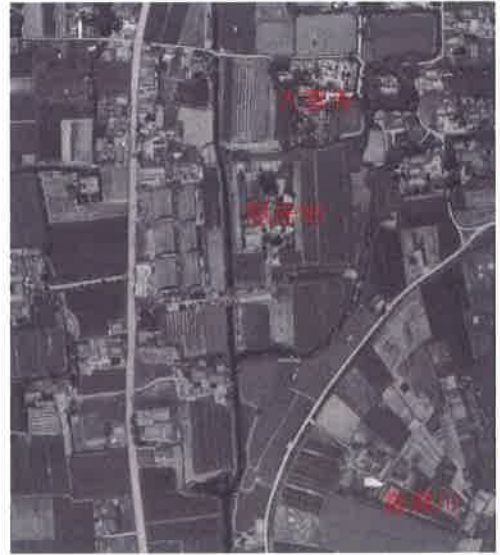
今後は、会員の皆様方になかなかお会いする機会も少ないと思いますが、お目に止まったら是非ともお声掛けください。有難うございました。

次ページに、先日佐賀へ資料調査に行ってきた収集した資料を掲載いたします。調査士の皆さんは、この資料をどう読み解くでしょうか。是非ともご意見いただければ幸いです。

佐賀地方法務局旧図



S37空中写真



S50空中写真



天正18年（1590年）正月、豊臣秀吉は龍造寺肥前守政家について病弱を理由により、家督を嫡子藤八郎高房に譲り隠居することを命じた。また佐賀藩の国事については、龍造寺隆信の義弟である鍋島加賀守直茂に委任することとなった。

龍造寺政家夫婦は大阪より帰国し、佐賀城の西約2里に位置する太保の庄久保田村に館を構えた。隠居料として、5,224石の領地を支給され軍役は免除された。

慶長12年（1607年）政家が没すると、隠居料は次男安良が相続したが、龍造寺の名前を捨て村田氏を名乗って鍋島家に臣従し、佐賀城の堀を挟んで北西隅に居住した。

さて、調査士の皆さん、何を見て取りますか？

令和3年度土地家屋調査士試験問題(抜粋)より

選定 大西涼介

第4問 次の対話は、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）が代理人として電子申請の方法により土地の合筆の登記の申請をする場合に関する調査士と補助者との対話である。調査士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

調査士：土地の所有権の登記名義人が登記識別情報を記載した書面の交付を受ける方法により登記識別情報の通知を受けていた場合において、電子申請の方法による当該土地の合筆の登記の申請について申請情報と併せて当該登記識別情報を提供するときは、代理人である調査士は、当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録に、調査士による電子署名を付したものを提供することはできますか。

補助者：ア 当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録に、調査士による電子署名を付したものを提供することができます。

調査士：電子申請の方法により土地の合筆の登記の申請をする場合において、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例により添付情報が記載された書面を登記所に提出するときは、代理人である調査士は、当該書面を登記所へ持参しなければなりませんか。

補助者：イ 登記所へ持参する方法と送付する方法のいずれかによることができます。

調査士：調査士が代理人として電子申請の方法により土地の合筆の登記の申請をする場合において、申請人が代理人の権限を証する情報が記載された委任状をスキャナにより読み取って当該情報が記録された電磁的記録を作成したときは、調査士は、調査士による電子署名を付した上で、当該電磁的記録に記録した情報を添付情報とすることができますか。

補助者：ウ 申請人による電子署名が付されていませんので、添付情報とすることはできません。

調査士：同様の事例において、代理人である調査士が当該委任状を確認した上でスキャナにより読み取って電磁的記録を作成し、これに調査士による電子署名が付されている場合において、当該電磁的記録に記録された情報及び当該電磁的記録の作成過程が記録された申請に係る不動産の調査に関する報告を申請情報と併せて提供する方式（以下「調査士報告方式」という。）により当該登記の申請をしたときは、登記官に対して当該委任状原本を提示する必要がありますか。

補助者：エ 調査士報告方式により当該登記の申請をした場合には、当該委任状原本の提示を省略することはできません。

調査士：電子申請の方法により土地の合筆の登記の申請をした場合において、その後、当該申請を取り下げるときは、当該申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法によってすることができますか。

補助者：オ 当該申請の取下げは、その申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法によってすることができます。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第 7 問 登記完了証に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 登記完了証に記録される申請情報には、申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先が記録される。

イ 表示に関する登記の申請人が二人以上ある場合には、当該登記が完了した際に交付される登記完了証は、その一人に通知すれば足りる。

ウ 土地の分筆の登記により新たに共同担保目録を作成した場合には、当該登記が完了した際に交付される登記完了証には、当該共同担保目録の記号及び目録番号が記録される。

エ 建物の名称が登記されている建物の表題部の変更の登記が完了した際に通知される登記完了証には、当該名称が記録される。

オ 電子申請の方法によってされた登記の申請に基づく登記が完了した場合において、登記完了証の交付を受けるべき者が、登記完了証を電子情報処理組織を使用した送信を受けることが可能になった時から 3 か月を経過しても自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しないときは、当該登記完了証は廃棄される。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第17問 建物の滅失に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 甲建物の所有権の登記の登記名義人である A が B に対して甲建物を売却したが、A から B に対する所有権の移転の登記がされる前に甲建物が滅失した場合には、A は、甲建物の滅失の登記を申請することができる。

イ 取壊し年月日が同一である主である建物と附属建物について滅失の登記をする場合には、当該附属建物の表示欄の原因及びその日付欄には、何らの記録を要しない。

ウ 抵当権の設定の登記がされている建物が取り壊されて滅失した場合には、当該抵当権の設定の登記を抹消した後でなければ、建物の滅失の登記を申請することができない。

エ 共用部分である旨の登記がされている建物が滅失したために当該建物の滅失の登記を申請する場合には、その申請情報と併せて当該建物の所有権を証する情報を提供しなければならない。

オ 一棟の建物がいずれも A が所有権の登記名義人である甲区分建物及び乙区分建物のみで構成されている場合において、乙区分建物が滅失したときは、A は、乙区分建物の滅失の登記と、甲区分建物を区分建物でない建物とする建物の表題部の変更の登記とを、一括して申請しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

私の印象に残った問題

四国中央支部 大 西 涼 介

-問 7-

本試験中、少しでも見直しの時間を作ることができました。マークシートの記入漏れを確認すると、マークシートの①の欄には1つもマークをしていませんでした。

第7問は本試験で唯一(ア)(イ)だけを読み消去法より解答を②とした問題だったので、時間が余れば読み直そうと思っていました。読み直した結果(オ)の正誤がよくわからず、もし(イ)が誤りであれば①にマークがつくことになるので余計に悩んだ記憶があります。

試験終了3分前くらいでしたが、問題の内容ではなくマークシートの見た目上①にするか②にするかを真剣に悩み、見た目を優先し解答を①に変更して試験終了となりました。試験終了時はマークシートの見た目に少し満足感・達成感みたいなものがありました。

結局、第7問の正解は②でした。そして、令和3年度試験の択一問題で正解が①となる問題はありませんでした。不正解ではありましたが無事合格することができたので、少しでもいい思い出です。

答案メモより

松山支部 石 田 和 広

択一式問題で間違えたのは、第3問、第5問、第6問、第16問であった。

第3問はウに○をつけており、「法定相続分に相当する共有持分を有しているので、民法第256条第1項に規定する共有物の分割の請求をすることができる」。

この文章のどこが誤りか今見てもわかりません。

記述式問題の第21問は22.0点でした。遺産分割にかかわる土地分筆登記の問題で、減点分は、代位原因等の文言のダメ詰めが出来てなかったのかなと思っています。



令和3年度試験 -問 4- 正解 3 -問 7- 正解 2 -問 17- 正解 5

中国・四国ブロック協議会合同研修会レポートin広島

広報部 石川 武 将

皆さん、事件は現場で起き、日々は否応なく過ぎるものです。

会報の投稿締切日(11月15日)を3日ほど過ぎた、去る令和4年11月18日(金)・19日(土)、標記研修会が広島県において開催されました。会報の取材も兼ねて(という体で)、研修を受けてきましたので、会報編集委員会が開催(11月25日)される前日ではありますがここにレポートとして記し、皆様に何かをお伝えしたいと思います。(これ以後の()の中身は、独り言、想像が含まれていますが、無毒の為、害はないようです。なお、()を飛ばして読んでいただくと非常に読みやすいかもしれません…最初から言い訳してますね…)

中国ブロック協議会と四国ブロック協議会が、知識の研鑽・近隣ブロック間の交流などを図るため、2年に一度持ち回りで担当となり開催されることになった(という認識で、いつから始まったかは知らないんです)合同研修会で、(2年前はコロナのため残念ながら中止になった…んだよね)4年ぶりに開催されることになりました。今年度は、広島会が研修担当となり、ホテル広島ガーデンパレスにおいて、1日目を広島会顧問弁護士田中陽先生による「調査士業務に関連する法律問題(筆界確認書作成業務、及び業際問題)」として、2日目を広島会常任理事水津英己先生による「ローコストGNSS機器による民間等電子基準点への登録方法等について」として、ご講義いただきました。

田中先生の講義においては、令和4年4月14日法務省民二第535号通達(ネタが新しい!）、いわゆる、「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」を取り上げていただき、指針の中にある筆界確認情報について、丁寧に、また、分かりやすく解説をしていただきました(それをうまくここに書けるほどのアレが私には無いのですよ)。後半では、業際問題(非常にセンシティブな内容であります)として、調査士法第3条に書かれた業務内

容、グレーな部分、超えてはいけないことを、改めて考えることとなる、非常に有意義な3時間となりました。先生の途中途中に挟まれた小話のなかでも印象に残ったのが、「親切心からくるサービスが実は業際問題に関係してくるので、注意が必要(そんな感じだったような…)」ということでした(その他にもええ、ありましたよ。ありました)。ありがとうございました。



田中先生の講義

広報部から

2日目の水津先生の講義では、GPS測量(いまでいうGNSSですが、私は結構GPSといいがちです)が始まった当初から現在のGNSS測量に至るまでのこと、世界測地系での測量成果による図面を作成する事が、災害が多発する昨今の状況では重要であるということ。そのために、かつては高額であった測量メーカーの機器に加え、ローコストGNSS測量システムの導入により(それらを使用しても遜色のない成果を得られるので)選択肢が増えたので、積極利用の為、その導入手順等を会員にHPで提供しているとのことでした。また、広島会が行ったGNSS基準局(民間電子基準点)の設置(会としては2番目の設置)に関しては、設置(一般に公開されて利用ができる)することのメリット、設置する為に必要な機器や手順までも包み隠さず公開(研修資料に1?)されており、その内容についての理解は(ええ、それです。駆け抜けました)あれですが、調査士会として、個人として、できることに積極的に取り組まれているのが印象的でした。ありがとうございました。



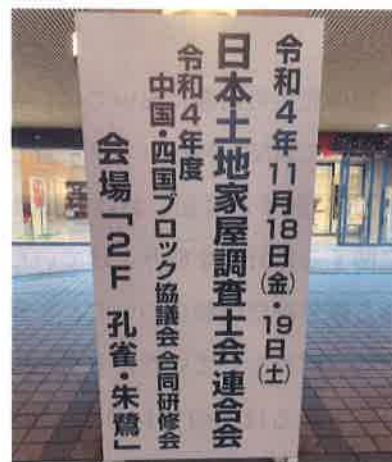
水津先生の講義

1日目の夜には懇親会も開催され、充実した時間を過ごすことができました。

中国ブロックの皆様、広島会の皆様、本当にありがとうございました。

一独り言一

- ・田中先生は、司法書士試験に合格した後、平成14年に司法試験に合格し弁護士になったということで、若く見えますが同学年でした。懇親会の時(ええ、最後に駆け込みで…)に名刺交換をさせていただきましたが、羨望のまなざしでみるしかない石川なのでした。
- ・広島会に関しては資料センターHPの充実(研修中ちらっと見えたのですが、すごいなあと率直に感じました。愛媛で?ううむ…がんばれ誰か!)ぶりが、今でもうらやましく思う今日この頃なのでありました。



取り忘れていたので夜に撮影

では、本編より何故か長い本当のレポート(どーでもいいやつ)に参りましょう。

四国中央市(川之江駅)を午前9時38分に出発し、乗り継ぎの岡山に着いて階段を駆け上がり、なぜか新幹線乗り場じゃない方の改札にスタスタと向かい、切符を投入し「ピコンピコン」と鳴らされ、「?」、それを2回繰り返してふと気づく(ある意味助けられてるんですけどね)「はっ!」私は何を…。(3月の山口会の研修の際に新幹線に乗ったときは普通に乗り換えられたのに) 疲れてるのかな…と思いつつ、無事広島へ11時44分に運ばれました(行きは2時間6分)。

到着後はすぐに、研修会場近くのラーメン屋(あらかじめ調べることができるのですよ。私でも)に徒歩で向かいます。



三つ菜さん(写真は雑)



メニュー



中華そば大盛

中華そば「三つ菜」さん。MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島の近くにあります。

中華そば大盛(基本スタイルとして、米は食わず大盛)をいただく。

女性店長? が一人でテキパキと注文を捌いていました。

ごちそうさまでした(基本スタイルとして、味の感想は伝えず感謝を伝える。味は好みの問題もあるし、私の好みを伝えても仕方ないので…ええ食レポなんて(できないんじゃないですよ)しません)。

ちなみに、研修会場近くのはずが、(携帯を見るまでもないと思い)記憶を頼りに出発するとずいぶん遠かったです(てへっ)。過信(じぶんならできる!)は禁物ですね。

時間が経てば、人は物事(学んだこと)を忘れていき、お腹は勝手に空いていく。

夜です。懇親会後はお好み焼き(のレポートですよ、レポ)と決めていましたので、竹内理事と「お好み焼きみっちゃん総本店」へ現地取材。

いか肉玉そば入りだったような…おいくらだったかなもあれです…メニューも撮ってない。

ごちそうさまでした。広島風は野菜タップリであっさり、いくらでもは食べられませんが、コメントもあっさり…。(全てお酒のせい(魔力)だと、私は思っております)

そんなこんなで夜は更けていくものであります。

広報部から



お好み焼みittyちゃん総本店



写真提供: 竹内理事 (撮るの忘れてました)
切り口はかじってないですよ。
コテで切ってます。

朝は、お腹が空くときもありますが、食べ飲みした翌日は大抵いりません(省エネですね…?)。

そして、広報…もとい麺部長(知らない人は知らない)は、お昼は常にラーメンを選択するのです。(「調査士麺喰部」絶賛活動中。詳しくはFacebookで)



岡田日調連会長と共に
(ごちそうさまでした)



急いで撮りすぎ



中華そば大盛

中華そば陽気(YOUKI)さん 広島駅近く店

言わずもがな中華そば大盛をいただく。

近くの店(らーめん“かぼちゃ”と調べた時から思っていたら“かばちや”でした。かばちたれてたらあかん
ですね…正しい使い方かは…)に並んでたけど時間の関係で移動したのは内緒です。

ごちそうさまでした。

そして、会報の表紙写真の撮影の為、観光も兼ねてお出かけするのです。

ちなみに、表紙写真は、会報編集委員全員がそれぞれ持ち寄り選考されるものですので、こちらに載せられるかは、明日の結果次第となります。まだ、私も含めだれも投稿してないようですが…。もし、表紙に乗った際には、ここは空白になってしまい、少々さみしいので、私が昨年持ち込んだ写真を載せるようにしますね。さて、結果は…。

路面電車に乗り、歩き歩いて、無事、今回のレポートミッションが終了しましたので、後は帰るだけとなりましたが、帰りは岡山で50分ぐらい待ち、3時間以上かかりました…。疲れた。

新幹線もなく、単線のJR四国は、待ち時間が長いのがやはり永遠のテーマ(課題)ですね。

会報のボリュームが気になり、一応書いておくかとなったのですが、いつも、害も無ければ内容も無いよう、といった文章ということで、NAI・NAI 16(シックスティーン)ならぬ、NAI・NAI フォーティーシックスの石川(46歳♂)でした(何も掛けないという手もある…)。

知識もなく、単細胞の私は、あらゆることが結局永遠のテーマ(課題)のようです。

ある意味心が強いのかもかもしれませんね。ありがとうございました。で、これ、没にならない？

(14時前着手、17時30分投了も、色々手直し)



「原爆ドーム」
写真のセンスの無さは折り紙付き



「広島城」名前どおり？
お城好き・日本の夜景100選



「具定展望台」娘にホラーといわれて

日本スポーツマスターズ2022テニス競技、優勝者に訊く！

広報部 石川 武 将

（インタビュアー：以下「イ」）本日はよろしくお願いいたします。改めまして、日本スポーツマスターズ2022岩手大会テニス競技、優勝おめでとうございます。

（頼永学和会員：以下「頼」）ありがとうございます。この大会は競技志向の高いシニア世代を対象としたスポーツの祭典であり、実施競技はサッカー、バスケット等13競技あります。私はその中のテニス競技に愛媛県代表として出場しました。テニスは35歳以上シングルスと45歳以上ダブルスの2種目があり、令和4年9月23日～26日の4日間で各都道府県の代表47組＋開催県1組の計48組で日本一を目指します。予選は4組のリーグ戦を行い、1位のみ決勝トーナメントに進めます。予選リーグ、決勝トーナメントの計7試合を勝ち抜き、45歳以上ダブルスで優勝することができました。特に決勝では私の憧れでもあり、全日本選手権ダブルス、ミックスで計5度優勝している佐藤博康プロに勝つことができ、喜びもひとしおです。

「イ」悲願の日本一ということですね。

「頼」正直、このマスターズには縁が無いのかと思っていました。私のペアは1歳年下なので私が46歳、彼が45歳の時に日本スポーツマスターズ2018札幌大会に初挑戦したのですが、大会の約2週間前に北海道胆振東部地震が発生し、マスターズ史上初の中止となりました。翌年の日本スポーツマスターズ2019岐阜大会では大会開催日初日に台風が直撃し、予選の試合形式が急遽10ポイント先取に大幅に変更されました。2勝1敗で予選落ちとなり、その1敗した相手チームが優勝し日本一になりました。翌年の日本スポーツマスターズ2020愛媛大会、その翌年の2021岡山大会と2年連続でコロナのため中止となりました。また、今年もコロナのため愛媛県では9月16日までテニスコートが使用禁止となり、大会直前まで満足に練習ができない状況の中で3年ぶりに開催された2022岩手大会でしたが、念願の優勝をすることができました。途中、本当に何度も心が折れそうになりましたが、自分を信じ諦めずに努力した甲斐がありました。

「イ」テニス以外の事で翻弄されることが多かったのですね。

ペアを組む塚岡武さんのことをお聞かせください。

「頼」彼とはずっとライバルで1度もペアを組んだことがなく、マスターズに向けて46歳から初めてペアを組みました。心から信頼でき、尊敬できる同志です。彼がいたので日本一という目標に向かって頑張ることができました。

「イ」同じ目標に進もうとする仲間・同志の存在はかけがえのないものですね。

そもそも、頼永さんがテニスを始められたきっかけや時期は？

「頼」父の影響で小中高とソフトテニスをしていました。ステファン・エドバーグが好きで、本当はテニスをしたかったのですがテニス部がなかったので。テニスを始めたのは土地家屋調査士の試験に合格してからなので29年です。あまりにテニスが好きすぎて新婚旅行はウィンブルドン観戦に行きました。また、先日引退したロジャー・フェデラーの大ファンで、海外にも観戦に行きロジャーにサインをもらったこともあります。今もテニスを始めた時と同じ気持ちで、まだまだ強くなりたいです。

「イ」テニスへの想いの強さが伝わります。日々の練習等はどうされているのでしょうか。

「頼」テニス自体は週2、3回ですが、日々の走り込みを含めると実質毎日になります。

「イ」愛媛県代表で参加されているのですが、予選での苦労などありましたか。

「頼」コロナ禍では、コートが閉鎖になったり、市町間の地域移動が制限されたりして、練習時間も場所もなかなか確保できない状況になっていました。また公嘱協会大洲支所長に就任したので、さらに厳しい状況になっていました。そこで、練習の時間ではなく練習の質を高めようと考え、その為には自分より若くて強い相手と練習する必要がある、必然と松山で練習するようになりました。松山はテニス人口が多くなかなかコートの予約ができないのですが、予約が取れば、平日の仕事が終わってからナイター練習とか、朝7時から2時間練習とか、僅か1時間しか予約が取れなくても松山まで練習に行ったりして隙間時間を利用し、とにかく少ない時間でも質の高い練習をしようと努力しました。

「イ」コロナの影響で苦労は多かったようですが、練習を見直したことや日々の弛まぬ努力が今回の優勝へ繋がったのですね。では、競技を続けていることが、調査士業務に役立ったなと思うことはありますか。

「頼」仕事、練習と時間の管理が必須なので、時間の使い方、スケジュール管理は上達したと思います。でも一番は粘り、諦めない心がより強くなりました。

「イ」時間管理は大事ですね。これからの目標（テニス競技・調査士として）をお聞かせください。

「頼」テニスにはシニアの日本一を決める大会が日本スポーツマスターズ、全日本ベテランテニス選手権の2つあります。マスターズは優勝できましたので、最高成績準優勝の全日本ベテランテニス選手権の優勝を目指したいです。調査士としてはテニスをしている自分がライバルだと思っていますので、テ

ニスをしている自分以上に頑張るつもりです。

「イ」ありがとうございました。これからも体調管理にお気を付けて、調査士業務とテニスを続けてください。今後も益々のご活躍を期待しております。

人物紹介

頼永 学和（よりなが みちかず）会員 昭和47年1月9日生 血液型：A型

平成6年2月21日入会 大洲支部所属 ADR 認定番号：450010

趣味（テニス以外）：プロレス、音楽鑑賞

長所と短所：長所 かなり負けず嫌い 短所 声が大きい

好きな言葉：チャレンジ

大会概要（テニス競技）

主催 公益財団法人日本スポーツ協会 岩手県 公益財団法人岩手県体育協会

公益財団法人日本テニス協会 盛岡市

主管 岩手県テニス協会

期日 令和4年9月23日（金・祝）から26日（月）まで（4日間）

予選リーグ 23日（金・祝）1・2回戦、24日（土）2・3回戦

決勝トーナメント 25日1回戦・準々決勝、26日（月）準決勝・決勝

（予選：ダブルス48組を12組（ブロック）に分け、各ブロック4組（チーム）による総当たり戦で各組（ブロック）1位が決勝トーナメントへ進出）

会場 盛岡市立太田テニスコート（砂入り人工芝）

参加人員 監督（各都道府県1名）、シングルス（48名）、ダブルス48組（96名）

各都道府県テニス協会より、各1名・1組とし、開催県は各2名・2組とする。

実施種目及び年齢基準 【男子ダブルス】45歳以上

栄光への軌跡

予選8組（6ゲームマッチ、対戦相手は岡山（6－2）、岐阜（6－1）、徳島ペア（途中棄権））を全勝し、危なげなく1位通過。

決勝トーナメント1回戦（8ゲームマッチ）は千葉ペアを8－4、準々決勝の兵庫ペアを8－1で下し、準決勝（2セット6ゲームマッチ）では岐阜ペア（あれ、岐阜ペア2組目？）を6－4、6－2で仕留め、最後の決勝戦では東京ペアに7－5、6－4と、ストレートでの勝利！見事日本一に輝きました。



写真提供：頼永学和会員



テレビ愛媛の取材も受けられました
写真提供：竹内匡会員

インタビュー後記（書きたがりだなあ～）

頼永さんは、私より4歳年上なのですが、とにかくエネルギッシュで凛々しいという印象を受けました。

インタビュー依頼にも即答でお受けいただき、また、お話をいろいろ聞かせていただく中でも（前記には書いていない雑談もありました。って、下で書くんですが）、テニスへの情熱はもちろん、仕事に対する向き合い方にしても、真っ直ぐ前を見られている感じがします。

今大会以外にも全国各地で行われる大会に年中参戦しており、移動（遠方でも試合後すぐに車を運転して帰るとか、体が動かない私には考えられない！）や宿泊（敗退が決定したあとのキャンセルも、あそこのホテルは対応がよいとか）の話、ライバル（参戦している方）のことなど、たくさんのお話を聞かせていただきました。お忙しい中での対応、本当にありがとうございました。

あとは、大会の時に「土地家屋調査士」のアピールがさりげなく出来るようなグッズなどを考えておきます。

皆様も日本一となると流石に難しいかもしれませんが、続けているスポーツ・趣味などがございましたら、深掘りさせてください。ご連絡お待ちしております。

インタビュアー：広報部 石川武将

会員事務所訪問

宇和島支部・藤田浩光会員事務所訪問 編集委員 金寄 学



1. 調査士になったきっかけ
交流会でよい仲間と巡り合ったことがきっかけです。
2. 調査士になって良かったこと
よい仲間ができたこと
3. 好きなもの
特になし
4. 趣味
仕事
5. 長所と短所
長所：粘り強いところ
短所：飽きっぽい
6. 前職は
会社員
7. これからの目標
私の携わる仕事に関わった全ての皆様の生活の安定と向上に資することが出来るよう、常に品位を保持し、公正かつ誠実にその業務を行ってまいります。



入会のことば

宇和島支部 藤田 浩 光

この度愛媛県土地家屋調査士会に入会いたしました藤田浩光と申します。
現在、全く畑違いの職種を営んでおりますが、交流会でよい仲間と巡り合い、3年間の試験勉強の末に合格し、令和4年4月1日に土地家屋調査士として登録いたしました。

土地家屋調査士としての経験はなく、知識としては3年間の試験勉強で培ったものしかございません。

そんな私は、同じ働くということであっても、誰よりも意欲を持って主体的に仕事をすることをモットーにしていますので、試験合格後、未経験で即開業という道を選びました。もちろん、よい仲間が周りにいたからこそできたことであると感謝しています。

今後は諸先輩方を見習い、いち早く実務を覚えて、不動産の表示に関する登記及び筆界を明らかにする業務の専門家として、仲間の調査士のみならず、私の携わる仕事に関わった全ての皆様の生活の安定と向上に資することが出来るよう、常に品位を保持し、公正かつ誠実にその業務を行ってまいります。

宜しくお願いいたします。

会員事務所訪問

松山支部・影岡祐紀会員事務所訪問 編集委員 都築浩平



1. 調査士になったきっかけ

高校のときに測量士の資格を取得し、測量設計コンサルタント会社を経て調査士事務所に勤務。補助者として調査士業務に携わりながら調査士試験に挑戦していましたが、令和3年度に晴れて合格することができました。

2. 調査士になって良かったこと

自分の頑張った分だけ結果として返ってくるので、仕事にやりがいを感じます。

3. 好きなもの 海老（お寿司の茹で海老以外）

4. 趣味 釣り（エギング・ジギング）

5. 長所と短所

長所：好きなことには熱中できる

短所：長所の反対

6. 前職は

測量設計コンサルタント会社では山口県で地籍調査に従事し、立会・測量を行っていました。

7. これからの目標

土地家屋調査士として、社会貢献という気持ちを大切にし業務に臨んでいきたいです。

8. その他

伊予市の郷土芸能である「伊豫之二名島扶桑太鼓」の活動をしています。またプロの和太鼓集団「FUSOU&ARATA」としても活動し、毎年12月にはライブも行っています。会報えひめが皆様のお手元に届くころには間に合いませんが、県内外のイベントや定期的に他のライブも開催していく予定ですので、ご興味のある方はぜひお越しください。



入会にあたり

松山支部 影岡 祐 紀

令和4年4月1日に入会しました影岡祐紀と申します。愛媛県伊予市生まれ、伊予市育ちです。平成30年度に初めて土地家屋調査士試験を受験し、令和3年度に合格しました。

土地家屋調査士になろうと思ったきっかけは、高校生の時に測量士を取得し、高校卒業後6年間測量会社で地籍調査（県外）をしておりましたが、出張が苦痛に感じるようになり、地元に戻りたいと思っていた時に、土地家屋調査士という資格を知り、今までの経験も生かすことができるし、土地家屋調査士の減少及び高齢化が進んでいる事もあり、チャンスだと思ったからです。

また、私は5歳から和太鼓をしており、プロ和太鼓集団「伊豫之二名島扶桑太鼓 FUSOU&ARATA」で和太鼓奏者としても活動しております。毎年12月に、伊予市のIYO夢みらい館でコンサートをしておりますので、ご興味がある方がおられましたら、ぜひご来場ください。

これからは、多くの人から頼られる土地家屋調査士を目指して、一生懸命頑張りますので、宜しくお願いいたします。

会員事務所訪問

松山支部・石田和広会員事務所訪問 編集委員 都築浩平



1. 調査士になったきっかけ

仕事で付き合いのあった測量設計の事務所に土地家屋調査士の看板を掲げているところがあり、将来独立を選択肢に入れていたので、漠然と土地家屋調査士受験を始めた。

2. 調査士になって良かったこと

今のところ調査士業務の依頼はありません。

3. 好きなもの

なし

4. 趣味

設計と園芸・家庭菜園

5. 長所と短所

長所：コツコツと継続できる

短所：思い込みで行動することがある

6. 前職は

測量設計コンサルタント

7. これからの目標

筆界特定に係わること



入会にあたり

松山支部 石田 和 広

愛媛大学工学部土木工学科を卒業して、土木関係に30年以上従事し1級土木施工管理技士、測量士、技術士（建設部門）と順次資格を取得してまいりました。

この度試験に合格でき、土地家屋調査士として登録するに至りました。

現在は落石対策工および一般土木構造物設計を兼業として行っております。特に、水路、擁壁等の小構造物設計の経験が主なので、宅地開発等の民間土木に関し柔軟に対応できていると思っております。土木設計に関しお手伝いできることがありましたらお声掛けください。

会員事務所訪問

松山支部・酒井 帝会員事務所訪問 編集委員 都築浩平



1. 調査士になったきっかけ
18歳のときに調査士試験に合格
2. 調査士になって良かったこと
時間に縛られず自分のペースで仕事ができること
3. 好きなもの
車・バイク
4. 趣味
ツーリング
5. 長所と短所
長所：いい意味で次の日にはキレイに忘れる
短所：考えすぎるところ
6. 前職は
調査士事務所に補助者として就職
7. これからの目標
1日1日を大切にして業務に励みたいです。



会員事務所訪問

四国中央支部・大西涼介会員事務所訪問 編集委員 石川武将



1. 調査士になったきっかけ

父（大西俊人先生）が、調査士であったことが大きい。ただ、25、6歳ごろに手伝いを始めるまでは、測量を仕事にしているという認識だけで土地家屋調査士（という資格）は知らなかった。

2. 調査士になって良かったこと

支部の集まりや、研修会などに参加できるようになったこと

3. 好きなもの

ギャンブル

4. 趣味

サッカーをする・見る、麻雀、釣りを始めた

5. 長所と短所

長所：細かい作業を集中して続けられること

短所：大雑把なところ

6. 前職は

補助者以前はライブハウスでの音響担当や映像作成をしていた。

7. これからの目標

知識・経験などを引継ぎ、父に頼ることなく業務を完了できるようになりたい。



入会にあたり

四国中央支部 大西 涼 介

令和4年5月に入会させていただきました、四国中央支部の大西涼介と申します。父親が土地家屋調査士ということもあり、父親の元で手伝いをしていました。現在も同じ事務所で業務を行っています。

土地家屋調査士になることができ、自分の名前で業務を行うということに責任を強く感じています。土地家屋調査士と名乗り自分の名前で業務を行えることはとてもうれしいです。もっと自信を持って名乗り、業務を行っていきけるよう日々努力します。

また、会員として自分にできることがあれば積極的に行っていきたいです。具体的にどうすればよいのかまだよくわかりませんが、業務としてもまだまだ分からないことが多いのですが、少しでも皆様に近付けるように頑張りますので、これからもご指導のほどよろしくお願いいたします。

受賞者名簿

黄綬褒章受章

松本義男会員が「農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や事績を有する方」に授与される黄綬褒章を受章されました。



松山地方法務局長

表彰状

第2条第1号
(業務歴)

泉 川 孝 三 (松 山)	長 野 芳 紀 (西 条)
加 藤 博 (西 条)	三 宅 秀 和 (四国中央)
檜 垣 一 郎 (今 治)	赤 瀬 雅 英 (今 治)
宮 崎 秀 次 (大 洲)	井 上 平 行 (大 洲)
眞 砂 桂 介 (宇和島)	

第2条第2号
(役員歴)

石 川 武 将 (四国中央)	伊 藤 大 繕 (四国中央)
----------------	----------------

日本土地家屋調査士会連合会長

表彰状

第4条
(役員歴)

徳 永 哲 (松 山)

第5条
(業務歴)

渡 部 浩 二 (松 山)	三 宅 秀 和 (四国中央)
竹 内 恵 雄 (大 洲)	

感謝状

第7条第1項第1号
(土地家屋調査士会 会長)

山 本 明 宏 (宇和島)

第7条第1項第1号
(広報部 広報員)

小 野 勇 (松 山)

愛媛県土地家屋調査士会長

表彰状

第2条第6号
(役員歴)

松尾康司 (松山)	小野勇 (松山)
藤永守 (松山)	三宅秀和 (四国中央)
坂上茂樹 (四国中央)	尾崎荘一 (四国中央)
赤瀬雅英 (今治)	木村敬 (今治)
西原耕司 (今治)	頼永学和 (大洲)
藏谷一夫 (大洲)	信宮靖 (大洲)
中西福次郎 (宇和島)	西村牧雄 (宇和島)
清水竹正 (宇和島)	

第2条第7号
(業務歴)

細川真洋 (松山)	山内秀亀 (松山)
山中茂樹 (松山)	深水清 (松山)
荻山英司 (松山)	末光祐一 (松山)
渡部保 (松山)	坂本哲也 (松山)
橘尚文 (松山)	伊佐岡彌一 (松山)
松尾康司 (松山)	井上稔 (松山)
露口克己 (松山)	塩崎徹 (西条)
井谷博昭 (西条)	渡邊彰二 (西条)
伊藤元康 (西条)	佐伯聖 (西条)
合田俊行 (西条)	坂上茂樹 (四国中央)
尾崎荘一 (四国中央)	加地義和 (四国中央)
木村敬 (今治)	田坂隆雄 (今治)
重松幸弘 (今治)	西原耕司 (今治)
日下博章 (今治)	渡部毅 (今治)
末光和広 (大洲)	安藤浩 (大洲)
西村牧雄 (宇和島)	山本明宏 (宇和島)
清水竹正 (宇和島)	

感謝状

第2条第9号
(役員等)

伊佐岡彌一 (松山)	岡田直人 (松山)
上野直行 (西条)	長野敬 (今治)
宮崎秀次 (大洲)	

第2条第10号
(支部役員等)

石丸寿夫 (松山)

会員のみなさん
このような制度があるのは
ご存じですか？



愛調発第234号
令和元年9月4日

会 員 各 位

愛媛県土地家屋調査士会
会 長 山 本 明 宏

株式会社東京法経学院及び学校法人近畿測量専門学校との協定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成28年に締結されました土地家屋調査士会四国ブロック協議会と株式会社東京法経学院及び学校法人近畿測量専門学校との協定により、引き続き下記の優遇がありますのでご案内いたします。

つきましては、同学院が開催する講座の受講及び同学校への入学を希望される方がおられましたら、事務局までご連絡ください。

なお、最新の費用については、変更されている場合がありますので、各学校にご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

記

1. 東京法経学院が開設する各講座に、ブロック会を通じて入学を希望する場合、別紙1「通信教育・通学講座学費一覧表」の減免学費で入学が可能となります。
2. 近畿測量専門が設置する測量専門学科1年課程及び情報測量学科2年課程に、ブロック会に所属する各府県土地家屋調査士会の推薦するものが入学を希望する場合、別紙1の修学等経費一覧表のとおり、出願期間中の全ての期間において、入学金の一部5万円と、検定料の全額2万円が免除されます。

土地家屋調査士を目指している補助者の方に！
知り合いの方が土地家屋調査士に興味をもっている！
土地家屋調査士を職業選択の候補に！

**詳しくは事務局まで
お問い合わせください！**

編集後記



会報編集員となり、2年目が終わろうとしています。実際、なにをしたらよいのかわからず、他の編集委員の皆様にはご迷惑をおかけしました。

伊藤 淳一

寄稿いただきました皆様方、ありがとうございます。また、事前にアンケートにご協力いただいた皆様方、貴重なご意見をいただき感謝に尽きません。その中に「普段よくみかける人だけど、ちょっと近寄りがたく感じているような人の、生活や趣味のお話の記事が掲載されていたら、より興味をもって読むことができると思います」とありました。

その人の選定…はなかなか難しいため、寄稿（武将は、いえ文章はその人の見えない部分を表すものと思っています）に頼ってしまったわけですが…。ご意見を活かせず、今期（私が勝手に）目標に掲げていた、眠れる獅子達からの（多数の）寄稿への道は任期とともに志半ばとなりました。これはひとえに広報武将いえ部長の責任であります。

この責任は…はっ！これ編集後記ではなくて反省文ですね。失礼いたしました。

会報発行を支えていただいた全ての方々、ありがとうございました。感謝！

石川 武将

2年目なので2回目の会報編集に携わりましたが、昨年と変わらずたいして役に立てず。

数回の委員会で何かを作り上げる大変さを今後に生かしたい！会報編集員のみなさんお疲れさまでした。

中川 清貴

昨年度に引き続き会報編集に携わらせていただきました。未だに自分が何をすべきなのか等々、理解できておらず、他の編集委員の皆さんにご迷惑をお掛けし、申し訳ありませんでした。また、会報発刊に伴いご多忙の中、寄稿いただいた方々、ご協力いただいた方々、本当にありがとうございました。

金 寄 学

昨年に引き続き会報編集に携わらせていただきました。まだまだ分からないことだらけでお役には立てませんでしたが、楽しんで取り組むことができ良い経験となりました。

ご多忙中にもかかわらず、寄稿していただきました皆様ありがとうございます。

副委員長 矢内原 知久

編集は毎回大変な作業ですが、携わっていただいた方々のおかげで無事発行することができました。皆様ありがとうございます。振り返ってみると、前回の会報からあっという間の1年でした。昨年もいろいろありましたが、私の中では人々のマスク姿しか印象に残っていません。それだけあたり前の風景になってしまいました。右を向いても左を向いてもマスク、マスク、気温の高くなった真夏でも皆さん決して外しません。本当に日本人は我慢強いです。しかし、今回ばかりはその美德が裏目に出ていると思います。そもそも感染対策というなら、防毒マスク並みのフィルターに、目の粘膜もゴーグルで守る必要がありますが誰もそこまでやっていません。頭隠して尻隠さずのような状態です。世の流れに抗うのは大変ですが、私たち大人が行動すれば状況も変化すると思います。今年は少しでも良い方向に向かうよう願っています。

委員長 都 築 浩 平

このたびは「会報えひめ第141号」におきまして、大変お忙しい中、寄稿いただきまして誠にありがとうございました。

厚くお礼申し上げます。

そして、都築委員長をはじめ、矢内原副委員長、伊藤委員、石川委員、中川委員、金寄委員、お疲れさまでした。

皆様方のご尽力のお陰で、今年もすばらしい会報になりました。

担当副会長 藤 永 守

会報感想を右のQRコードから募集しています。
愛媛会会員以外の方の感想もお待ちしております。



明けましてあめでうごかす 2023年



愛媛県土地家屋調査士会

会 長 池川晋一郎

副会長 総務・財務担当 小野 勇

業務・研修担当 合田 俊行

広報・社会事業担当 藤永 守

監 事 代表監事 三宅 雄二

入船 和仁

名誉会長 山本 明宏

理 事 総務・財務部長 青田 宏之
総務・財務担当 秋山 純哉

業務・研修部長 別府 将幸
業務・研修担当 松浦 世

栗山 純造
井手 常生
小野 周平

池田 優作
竹内 匡
益田 貴之

石川 武将
都築 浩平
伊藤 淳一

中川 清貴
金寄 学

支部長 松山支部長 原田健太郎

西条支部長 西川 雄祐

四国中央支部長 伊藤 大繕

今治支部長 細川 安良

大洲支部長 藤本 治

宇和島支部長 兵頭 栄次

事務局 事務局長 東 健太

職 員 白鷹 恵

職 員 寺門 悠





Trimble S7

測量、イメージング、3Dスキャン
を統合した、多機能トータルステーション

2セット[17:46:07]	-85069.750
セット間較差	000
平均値	50

食 (GNSS-TS)

GNSS	TS
球面距離	45.322

標準

登録多角点観測メニュー

- 与点登録
- 与点観測
- 与点整合補正計算
- 測点観測
- 点検観測
- TS較差チェック
- データ出力

Trimble R12i
+登録多角点観測オプション

手軽な斜め観測と便利なオプションで
GNSS 観測を誰でも簡単に確実に



Trimble X12

高速・高精度・高解像度の画像取得、
3D スキャンが誰でも簡単に

Trimble が提案する最新ソリューションで 日々の測量作業を革新

いつでも、どこでも、新しい測量体験を。

お問い合わせ先

株式会社 TSC

〒761-0312 香川県高松市東山崎町 73-10
TEL: 087-847-6448 FAX: 087-847-6708
<http://tsc-tp.com/>

株式会社 ニコン・トリンブル

<https://www.nikon-trimble.co.jp/>

国民年金基金 のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —



国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

● 国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の
「公的な年金制度」です。

国民年金基金のおすすめポイント ～節税しながら老後に備える～

1 税制上の優遇措置

- 掛金** 掛金は **全額社会保険料控除** の対象となり **所得税、住民税が軽減** されます。
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)
- 年金** 受け取る年金にも **公的年金等控除** が適用されます。
- 遺族一時金** 遺族一時金は全額が **非課税** となります。

キャンペーン実施中!
1～3月ご加入の方に
クオカード3,000円進呈!

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた **「終身年金」** が基本です。

3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

※基金掛金は年金額が同じなら年齢が若いほど低く設定され、加入後も変わりませんので、
お早めのご加入がお得となります!



お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます!



ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機器を破
損してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合わせ先】

<代理店・扱者> **有限会社 桐栄サービス** TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社** TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課



境界のトラブル ご相談ください。

解決のお手伝いをします

トラブル …でもその前に



隣家との境界トラブルは、その多くが境界標の不整備によるものです。せっかく今までお隣りさんと仲良しの関係だったものが、いったんトラブルになると孫子の代まで憎しみ合うことにもなりかねません。そうならない前に、土地家屋調査士に依頼して、境界標をしっかりと整備することをおすすめします。

トラブル …万一起きてしまったら



遠慮なく「境界問題相談センター愛媛」にご相談下さい。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して専門家の立場から皆様のご相談に応じ、公正・迅速・円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝いいたします。



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

愛媛県土地家屋調査士会(境界問題相談センター愛媛)は、平成20年1月25日 法務大臣から認証されました。

かいけつサポート(認証紛争解決サービス)とは？

「かいけつサポート」は、民間事業者が行う紛争解決サービスのうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして話し合いによって柔軟な解決を図るサービスで、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたものです。

そのため、安心して「かいけつサポート」をご利用いただくことができます。

境界問題相談センター愛媛

境界トラブルでお困りの方、まずはお電話ください。

0120-24-1103

携帯からは **TEL 089-943-6785**

◎受付/月～金 9:00～16:00

(ただし、祝祭日・12月29日～1月3日および調査士会で定める日は除く)

予約制

電話での相談はお受けしていません。
予約なしでお越しいただいても、
相談をお受けできない場合がございます。

協働

愛媛県土地家屋調査士会
愛媛弁護士会



JR松山駅から徒歩10分。駐車場あり。

境界問題相談センター愛媛

〒790-0062 松山市南江戸1丁目4番14号
愛媛県土地家屋調査士会内 TEL089-943-6785

<http://www.kyokai110.jp>





好評発売中! 土地家屋調査士システム“表”V11

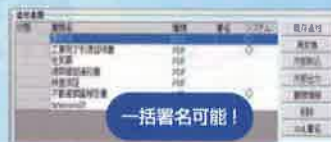
“表”のQR書面申請は簡単操作!

QRコード付書面申請に対応しております。
申請方式(QR書面、書面、オンライン)はワンタッチで自動切替。QR書面申請では申請書作成後ボタンひとつでQRコード取得から申請書印刷まで一括で処理します。



“表”で調査士報告方式オンライン申請!

令和元年11月より運用開始された調査士報告方式オンライン申請を利用することができます。オンライン添付PDFへのXML署名機能も装備しています。



登記情報読取機能を一新!

地番検索サービスなど新たな指定方法の追加、取得スピードの向上、登記情報出力機能の強化等、“表”の登記情報読取機能がますます便利になりました。



法律とコンピューター

株式会社リーガル

<http://www.legal.co.jp/>

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光248-3
東京営業所 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-40 光丘四谷ビル5F
名古屋営業所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅2-45-14 東進名駅ビル4F
大阪営業所 〒540-0023 大阪市中央区北新町1-1 千倉ビル201
福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライズ第3ビル6F

TEL 089-957-0494
TEL 03-5360-1755
TEL 052-856-2090
TEL 06-6940-3440
TEL 092-432-9078

【好評書籍のご案内】

不動産登記申請書記載例集の決定版!



不動産登記の書式と解説

第1巻 土地の表示に関する登記

第2巻 建物・区分建物の表示に関する登記

不動産登記実務研究会 著

表示登記編 完結!

【第1巻】2021年11月刊 A5判 312頁 定価3,850円(本体3,500円)
【第2巻】2022年3月刊 A5判 640頁 定価7,150円(本体6,500円)

- 令和3年2月に休刊となった加除式図書「現行登記総覧 不動産登記の書式と解説」がA5判のよりコンパクトな単行本に!
- より丁寧に、分かりやすく解説、新たな情報も追加!
- 事例ごとに解説、申請書、添付書類、不動産登記記録例(平成28年6月8日法務省民二第386号民事局長通達)を収録!



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061(営業部)

www.kajo.co.jp
ツイッターID:@nihonkajo





会報えひめ No.141

発行日 令和5年1月1日
発行人 池川 晋一郎
発行所 愛媛県土地家屋調査士会
松山市南江戸一丁目4-14
TEL (089) 943-6769
FAX (089) 943-6779
印刷所 岡田印刷株式会社
松山市湊町七丁目1-8
TEL (089) 941-9111(代)
